

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和6年8月30日

中国運輸局長 金子 修久

記

別添のとおりとする。

附 則

1. この公示は、令和6年8月30日から適用する。
2. 令和5年8月31日付け中国運輸局公示第43号「準特定地域における適正と考えられる車両数について」は、令和6年8月29日限りで廃止する。

準特定地域における適正車両数

県	営業区域 (交通圏)	適正車両数 (両)		令和5年度末 車両数 (両)	令和5年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率 (%)
		上限	下限		
広島	広島交通圏	1,605	1,426	2,627	38.9
	呉市A	200	178	367	45.5
	東広島市	176	156	259	32.0
	尾道市	105	93	171	38.6
	福山交通圏	523	465	787	33.5
鳥取	鳥取交通圏	142	126	244	41.8
	米子交通圏	128	114	172	25.6
島根	松江市	207	184	349	40.7
	出雲市	142	126	218	34.9
岡山	岡山市	850	756	1,335	36.3
	倉敷交通圏	351	312	539	34.9
	津山市	63	56	117	46.2
山口	下関市	281	250	418	32.8
	宇部市	154	137	298	48.3
	山口市	152	135	253	39.9
	周南市	197	175	271	27.3
	防府市	84	75	122	31.1
	岩国交通圏	156	138	238	34.5

※ 上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「タクシー特措法」という。）第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。）を除く。）の数である。

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※ その他ハイヤー（道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

2. 適正車両数の算定基礎数値

① 一般タクシー

県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和5年度 総実車キロ	平均 対前年度比率 *1	平均総走行 キロ *2	平成13年度 実車率	平均 延実働車両数 *2	実働率	
							上限 *3	下限 *3
広島	広島交通圏	36,865,157	0.91	95,291,193	0.42	#####	0.8	0.9
	呉市A	3,031,123	0.92	7,832,458	0.40	65,973	0.8	0.9
	東広島市	3,918,450	0.95	8,134,218	0.49	54,947	0.8	0.9
	尾道市	1,902,233	0.93	4,278,420	0.46	34,164	0.8	0.9
	福山交通圏	8,119,220	0.94	18,405,766	0.45	163,617	0.8	0.9
鳥取	鳥取交通圏	2,641,178	0.93	6,190,921	0.46	48,252	0.8	0.9
	米子交通圏	2,845,527	0.93	6,050,175	0.48	40,868	0.8	0.9
島根	松江市	3,298,813	0.93	7,743,425	0.44	68,261	0.8	0.9
	出雲市	2,210,873	0.92	5,031,478	0.46	47,308	0.8	0.9
岡山	岡山市	14,489,363	0.94	31,823,973	0.42	244,245	0.8	0.9
	倉敷交通圏	6,038,356	0.93	13,187,871	0.47	113,636	0.8	0.9
	津山市	1,133,010	0.91	2,594,353	0.51	23,942	0.8	0.9
山口	下関市	4,604,934	0.93	12,111,400	0.44	101,773	0.8	0.9
	宇部市	2,791,009	0.91	6,847,522	0.45	53,964	0.8	0.9
	山口市	2,773,415	0.93	6,361,779	0.46	49,996	0.8	0.9
	周南市	2,705,447	0.93	6,443,854	0.44	64,682	0.8	0.9
	防府市	1,540,289	0.92	3,586,554	0.45	28,291	0.8	0.9
	岩国交通圏	2,759,922	0.92	7,018,491	0.42	53,035	0.8	0.9

② その他ハイヤー

県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限 *4	下限 *4
広島	広島交通圏	17	0.51	0.57
	福山交通圏	3	0.67	0.67

※ 「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」、「実働率」及び「乖離率」の数値は、小数第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1... 「平均対前年度比率」は、令和元年度から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値（相乗平均）
- *2... 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値
- *3... 実働率の「上限」は80%又は令和5年度実績のいずれか高い数値、「下限」は90%
乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率